

○障害児・者

No	名称	種目	対象者	性能等
1	介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
2	介護・訓練 支援用具	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の障害児・者であって、常時介護を要する者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
3	介護・訓練 支援用具	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の障害児・者であって、常時介護を要する者	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの
4	介護・訓練 支援用具	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者であって、入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
5	介護・訓練 支援用具	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者であって、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
6	介護・訓練 支援用具	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者	介護者が障害児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
7	介護・訓練 支援用具	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児（原則3歳以上）	原則として付属のテーブルをつけるものとする。
8	介護・訓練 支援用具	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児（原則学齢児以上）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
9	自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児・者であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当り住宅改修を伴うものを除く。
10	自立生活 支援用具	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者	障害児・者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取り替えに当り住宅改修を伴うものを除く。
11	自立生活 支援用具	頭部保護帽	(1)身体障害児・者で、頻繁に転倒の恐れがある者 (2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。 A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作
12	自立生活 支援用具	T字状・棒状のつえ	身体障害児・者であって、つえなしでは歩行困難な者	A 木材（十分な強度を有するもの） B 軽金属

13	自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児・者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ア障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消などの用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
14	自立生活支援用具	特殊便器	上肢障害2級以上の障害児・者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当り住宅改修を伴うものを除く。
15	自立生活支援用具	火災警報機	療育手帳重度以上、身体障害者手帳2級以上又は精神障害者保健福祉手帳1級の障害児・者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
16	自立生活支援用具	自動消火器	療育手帳重度以上、身体障害者手帳2級以上又は精神障害者保健福祉手帳1級の障害児・者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの
17	自立生活支援用具	緊急時安否確認用具	肢体不自由2級（下肢又は体幹機能を含む。）以上又は聴覚障害3級以上の障害児・者	緊急時等に障害児・者が容易に警戒音を発することができる防犯ブザーやホイッスルなど、安否確認に使用できるもの
18	自立生活支援用具	電磁調理器	視覚障害2級以上の障害児・者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの
19	自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の障害児・者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの
20	自立生活支援用具	聴覚障害者屋内信号装置	聴覚障害2級以上の障害児・者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの
21	在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の障害児・者であって、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行なう者	透析液を加温し、一定温度に保つもの
22	在宅療養等支援用具	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者	障害児・者が容易に使用し得るもの
23	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者	障害児・者が容易に使用し得るもの
24	在宅療養等支援用具	動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害又は心臓機能障害の程度が3級以上の身体障害児・者又は身体障害者手帳3級以上であって必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの
25	在宅療養等支援用具	酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行なう者	障害児・者が容易に使用し得るもの
26	在宅療養等支援用具	視覚障害者用音声体温計	視覚障害2級以上の障害児・者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの

27	在宅療養等 支援用具	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の障害児・者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの
28	在宅療養等 支援用具	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上の障害児・者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの
29	情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害 児・者又は肢体不自由児・者であ って、発声・発語に著しい障害の ある者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害 児・者が容易に使用し得るもの
30	情報・意思疎通 支援用具	情報・通信支援用具	視覚又は上肢機能障害2級以上 の障害児・者	パソコン周辺機器及びソフト(障害があることにより必要となるパ ーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をい う。)
31	情報・意思疎通 支援用具	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の障害児・者で あって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのでき るもの
32	情報・意思疎通 支援用具	点字器	視覚障害児・者	標準型 A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製 携帯用 C 32マス4行、片面書アルミニウム製 D 32マス12行、片面書プラスチック製
33	情報・意思疎通 支援用具	点字タイプライター	視覚障害2級以上の障害児・者で 本人が就労若しくは就学している か又は就労が見込まれる者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの
34	情報・意思疎通 支援用具	視覚障害者用ポータブ ルレコーダー	視覚障害2級以上の障害児・者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの
35	情報・意思疎通 支援用具	視覚障害者用活字文 書読上げ装置	視覚障害2級以上の障害児・者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した 情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの で、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの
36	情報・意思疎通 支援用具	視覚障害者用読書器	視覚障害児・者であって、本装置 により文字等を読むことが可能に なる者	文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信 号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文 字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの
37	情報・意思疎通 支援用具	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の障害児・者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの
38	情報・意思疎通 支援用具	聴覚障害者用通信装 置	聴覚障害児・者又は発声・発語に 著しい障害のある障害児・者であ って、コミュニケーション、緊急連 絡等の手段として必要と認められ る者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等によ り通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用できるもの

39	情報・意思疎通 支援用具	聴覚障害者用情報受 信装置	聴覚障害児・者であって、本装置 によりテレビの視聴が可能になる 者	字幕及び手話付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕 及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有 し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、 聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの
40	情報・意思疎通 支援用具	人工喉頭 A 笛式 B 電動式 C 埋込型人工喉頭用 人工鼻（シャント発 声するために必要 な消耗品一式）	A及びB 音声機能若しくは言語機 能障害児・者又は肢体不自由児・ 者であって、発声・発語に著しい 障害を有する者 C 音声機能若しくは言語機能障 害児・者であって、埋込型人工喉 頭を常時使用している者	A 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音 源を口腔内に導き構音化するもの B 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内 に導き構音化するもの C 呼吸を加温、加湿する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を 閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの
41	情報・意思疎通 支援用具	視覚障害者用ワードプ ロセッサ	視覚障害児・者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章 を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字 文書の作成及び音声化ができるもの
42	情報・意思疎通 支援用具	点字図書	主に、情報の入手を点字によっ て視覚障害児・者	点字により作成された図書又は点字翻訳した図書
43	排泄管理 支援用具	A ストーマ装具 ・ 蓄便袋 ・ 蓄尿袋 ・ ストーマ用品 ・ 洗腸用具 B 紙おむつ等	A ぼうこう又は直腸機能障害児・ 者であって、ストーマを造設してい る者 B 脳性麻痺等脳原性運動機能 障害に起因する高度の排便機能 障害又は高度の排尿機能障害が ある者で、意思表示が困難な者 (※)	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納 袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用の キャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。 ストーマ用品 ①皮膚保護ペースト ②パウダー ③ウエハー ④コンベックスインサート ⑤固定用ベルト ⑥剥離剤 ⑦皮膚被膜剤 ⑧レッグバッグ ⑨ナイトドレナージバッグ ⑩袋カバー ⑪サージカルテープ ⑫専用はさみ ⑬消臭剤 ⑭ガーゼ ⑮脱脂綿 紙おむつ等 ①紙おむつ ②尿とりパッド ③おしりふき ④ガーゼ ⑤脱脂綿

44	排泄管理 支援用具	収尿器(男子用)	高度の排尿機能障害のある障害 児・者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型
		収尿器(女子用)		C 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの D 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付
45	住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)のある障害等級3級以上の障害児・者(ただし、特殊便器への取り替えをする場合は上肢障害2級以上の障害児・者)	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

※ 紙おむつの対象者は、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難で、身体障害者更生相談所並びに指定育成医療機関又は保健所の意見により紙おむつ等の用具類を必要とするもので、3歳以上のもの。

「脳原性運動機能障害」とは、乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常を指し、具体的には脳性麻痺、脳炎、無酸素症等による全身性障害等があげられるものであること。

「脳原性」であることは必須条件であり、染色体異常のケースであっても脳病変があれば対象となり得るが、染色体異常のみでは対象外となる。なお、ここでいう「非進行性」は脳病変のみにかかり、その脳病変に基づく運動機能障害が進行しているケース全てを排除するものではないこと。

「乳幼児期以前に発現した」とは、先天性又は、これと同等のみなし得る時期（3歳未満）に発現した場合を指す。

「排尿若しくは排便の意思表示が困難な者」とは、具体的障害状況は次のすべてを満たすものであること。

ア 自力でトイレにいけない（介助してもトイレまでいけない）、トイレに座らせられない（座位保持が困難で、自力でも介助でもトイレでの排泄が困難）。

イ 排尿、排便の感覚を失っている、又はこれらの感覚はあるが、その意思表示が行えない。

ウ 介助による定時排泄が困難である。

エ 歩行できないこと。

オ ア～エが知的障害や精神障害のみに起因するものではないこと。

なお、医師（主治医であって、診療科目は問わない）の意見書により、上記をすべて満たすと市町村で判断できる場合は、更生相談所等の意見は必要ないものとする。

○難病患者等

No	名称	種目	対象者	性能等
1	介護・訓練 支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
2	介護・訓練 支援用具	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
3	介護・訓練 支援用具	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
4	介護・訓練 支援用具	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
5	介護・訓練 支援用具	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
6	介護・訓練 支援用具	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
7	自立生活 支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当り住宅改修を伴うものを除く。
8	自立生活 支援用具	便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取り替えに当り住宅改修を伴うものを除く。
9	自立生活 支援用具	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ア難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消などの用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
10	自立生活 支援用具	特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当り住宅改修を伴うものを除く。
11	自立生活 支援用具	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
12	在宅療養等 支援用具	ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
13	在宅療養等 支援用具	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
14	在宅療養等 支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。
15	住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。